

日本共産党
伊丹市議団

ニュース

第 255 号 行
発 2012年
2月15日

伊丹市千僧 1-1
783-1234
(内線 3494)

1月12日に市議会総務政策常任委員会協議会が開催され、伊丹市から、制定が予定されている「(仮称)伊丹市暴力団排除条例」と「土地信託事業の今後のあり方」について報告がなされました。

1、(仮称)伊丹市暴力団排除条例

(1) 背景について

暴力団が、暴力やこれを背景にした資金獲得活動によって、市民の生活や社会経済活動に深く介入し、多大な影響を与えていることから、全国の自治体において暴力団排除条例の制定や施行が進められています。

兵庫県、神戸市においては、2011年4月1日に暴力団排除条例を施行、近隣の宝塚市、川西市、三田市、猪名川町も条例制定を準備しています。

(2) 暴力団等の実態について

伊丹市が掌握している内容によると、市内では暴力団は1組織(荒牧南地区)あり、暴力団員は28名居住しています。また昨年も暴力団がらみの事件が起っています。

(3) 条例に関する窓口は市役所・総務部

(仮称)伊丹市暴力団排除条例は全体で11条からなり、目的、基本理念、市の責務、市民及び事業者の責務、市の契約事務からの暴力団の排除、青少年を守るための取り組み等をうたっています。特に市の契約事務からの暴力団の排除を大きな狙いとしていることから、契約・検査課を所管する総務部が担当するとしています。

2、土地信託事業の今後のあり方

(1) 土地信託の制度とは

土地信託とは、伊丹市の土地について有効利用を促進する目的で、民間活力の活用と都市整備や社会資本の充実をはかるものとして、1986年(昭和61年)に地方自治法が改正され信託できるようになったものです。

(2) 伊丹市は「ネオ伊丹ビル」として信託活用

市の土地信託は、1989年(平成元年)3月に三菱UFJ信託銀行(株)と30年の信託契約を締結。市の所有地(中央3丁目IIシティホテルの向かい側、敷地1,834㎡)に、三菱UFJ信託銀行が企画立案・建設資金の調達を行い、「ネオ伊丹ビル」を建設し、その賃貸等の管理運営を行い、その成果を1990年から信託配当として伊丹市に交付してきました。

(3) リーマンショック以降経営状況が悪化

「ネオ伊丹ビル」は7階建てのオフィスビルであり、テナントを誘致しその賃貸収入により経営を行っています。ところがリーマンショックの前後から主要会社が撤退。2009年(平成21年)8月以降未入居部分への募集が思うように進まず、現在ではビルの2階、4階の半分、5〜7階が未入居となっています。その結果、2006年度(平成18年度)以降伊丹市への信託配当はゼロとなり、2011年度末で単年度約1,400万円の赤字となるとしています。さらに今年2月には内部留保金が底をつく状況であり、借入金残高9億3千万円の返済のメドがたたない事態となっています。

(4) 市は「信託契約を変更し、信託財産を売却して精算」を検討

伊丹市は今後の土地信託(ネオ伊丹ビル)について、「現在の信託を続けた場合、信託契約終了時(2018年)に多額の負債を抱えることになる。将来への負の遺産を残さないためにも、財産価値のある現時点において、信託財産を売却して精算する手法を検討している。」と報告しました。

(5) 市有地の土地信託活用そのものに反対した日

本共産党市議団

1989年(平成元年)3月24日の市議会本会議で、日本共産党市議団は、「市有地の信託について」の議案に対して、「国・地方公共団体が信託を行うことを容認する法律改定は、政府・自民党の民間活力導入政策の一環として行われたものであり、公共財産は住民全体の公共的利益のために使われるべきものであり、民活の名目により民間企業の営利の具に供してはならないことは、原則的な問題である。また本案が、結局土地運用の収益を市と民間企業が折半するものとなっており、さらに提起されている地域活性化への波及効果に疑問があり、また将来の担保も不明確なものであることについても問題ありと指摘せざるをえない。」と指摘し、同意できないとしました。

今回伊丹市が検討している中身は、市税を投入しない「代償」として、市民の財産である市有地を土地を含めて売却しようとするものであり、バブル経済にのめり込んでいった付けを市民に負わせる結果となるものです。

(文責・加柴)

「災害と障害者のつどい」(1月21日)に参加して

日本共産党伊丹市会議員団 上原秀樹

「東日本大震災と障害者支援―阪神・淡路大震災の教訓はどう生かしたか」をテーマに「災害と障害者のつどい」(兵庫障害者センターなど主催)が21日、神戸市で開かれ、130人が参加しました。

JDF(日本障害フォーラム)被災地障がい者支援センターふくしまの和田庄司事務局長が、福島県南相馬市の緊急時避難準備区域で、本来自主避難しているはずの障害者が多く取り残されていたことなどを報告。市が障害者手帳交付者名簿を開示し、障害者支援事業所と同センターが訪問調査したことも紹介しました。

きょうされん兵庫支部の松本多仁子事務局長は、福島への支援活動を報告。事業所は職員が戻らず、定員以上に受け入れざるをえないことなどを紹介し、「一番弱い人たちに一番しわ寄せがくる」と語りました。兵庫障害者センターの井上義治理事は、要援護者防災マニュアル作成が半数程度にとどまるなどの障害者と防災に関する県内自治体アンケート結果を報告しました。

神戸大学の大西一嘉准教授が「災害と障害者」と題して講演。在宅障害者の安全確保をはじめ障害者は災害でさまざまな困難に直面することを指摘し、「一つひとつ解決策を積み重ねていくことが今後の災害の対策になる」とのべました。

この中で、「障害者と防災に関する自治体アンケート」が紹介されています。アンケートを見ますと、伊丹市の場合、障害者等の要援護者に関する防災マニュアルが作成されておらず、作成予定もありません。作成済みの自治体が21市、作成予定が14市で、兵庫県下41市町のうち85%の自治体が作成もしくは作成予定となっています。

東日本大震災では、障害者等の要援護者の死亡者数は、健常者の約2倍になっており、その教訓から、伊丹市においても要援護者に対する防災マニュアルが必要ではないかと感じました。伊丹市は、健康福祉部がそれらの名を作成、全件地図表示システムに入力しています。そして、希望者に対して地域支援員を一人につき原則2名つくり、その名簿は民生委員、自治会が共有し、緊急告知FMラジオ(緊急時には自動的にスイッチが入り緊送を行う)を配布しています。要援護者と支援員、民生委員、自治会が有した防災マニュアルに基づき、避難経路の確認等を行うこと、要援護者一ひとりの支援計画も必要ではないかと考えたところです。



12年1月臨時市議会

定時制高校統合負担金が可決、党議員団は反対

1月30日から2月2日の4日間、伊丹市臨時市議会が開催されました。議案は、「平成23年度伊丹市一般会計補正予算(6号)」で、「定時制高等学校統合負担金」3億6千万円を、平成24年から平成27年の4年間で、兵庫県に分割支払いするための「債務負担行為」を設定する補正予算です。

市長は、「負担金」は「県立阪神昆陽高等学校に、伊丹市立高校(定時制)の学級数分を加えた規模を確保することにかかる負担金」であるとし、「これにより、本市の定時制教育が実質的に継承される」と提案説明しました。昨年12月議会で、3億6千万円を一括で支払う補正予算が、議会で法に抵触する恐れありと、修正により削除されたことから、分割払いとして再提案したもので

す。分割にすることで、建設費の負担ではないとしたためです。また、昨年は、県の負担が増えることへの維持管理費という説明でしたが、今回は「学級数分を確保することにかかる負担金」と言いなおし、維持管理負担金ではないと説明。地方財政法と学校教育法で、建設費にも維持管理費にも使えないとされているからです。

しかし、それでは何のための「負担金」なのかという疑問が出てきます。答弁で「県は何に使うかわからない」とされたとおり、伊丹の定時制教育の充実にも使えない、まったく意味のない「負担金」ということになります。

党議員団は、以上の立場から、「負担金」の支出そのものが必要ないと、反対しました。結果、賛成22人、反対5人で可決しました(12月議会では7対20で修正案可決)。

(文責 上原)

第1回定例議会日程

- 2月20日(月) 補正予算提案説明
- 23日(木) 補正予算質疑
- 28日(火) 常任委員会(総務政策・加柴議員)(文教福祉・上原議員)
- 29日(水) 常任委員会(生活企業・久村議員)(都市消防)
- 3月2日、5日 代表質問 共産党・上原議員
- 6日、7日、8日 個人質問
- 12日、13日、14日、一般会計、(上原・久村)特別会計・企業会計(加柴)
- 15日16日(予備日) 一般会計
- 23日(金) 最終日